

統一的な基準による財務書類

(令和5年度決算)

釜石大槌地区行政事務組合

I 統一的な基準による財務書類の作成について

平成27年1月23日付け「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」により、令和5年度決算の統一的な基準に基づく財務書類等を整備したので公表します。

II 統一的な基準による財務書類の構成

(1) 貸借対照表

基準日時点における地方公共団体の財政状況（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的としています。住民サービスを提供するために保有している資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に示したものです。資産は、サービス提供能力を示し、負債は、将来世代の負担を示し、純資産は、現在までの世代の負担を示しています。

(2) 行政コスト計算書

会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的としています。1年間の行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに要した費用（人件費、物件費、その他の業務費用、移転費用）とその行政サービスの直接の対価として得た収入金等を表示したものです。

(3) 純資産変動計算書

会計期間中の地方公共団体の純資産及びその内部構成の変動を明らかにすることを目的としています。純資産が年度中にどのように変動したかを示したもので、財産、資産評価差額、無償所管替等、その他に区分して表示したものです。

(4) 資金収支計算書

地方公共団体の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的としています。1年間の現金の流れについて、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に区分して表示したものです。

行政コスト計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

(単位:円)

科目	金額
経常費用	1,571,696,171
業務費用	1,558,945,712
人件費	995,767,339
職員給与費	987,281,674
賞与等引当金繰入額	0
退職手当引当金繰入額	8,071,000
その他	414,665
物件費等	561,341,697
物件費	390,687,640
維持補修費	10,832,476
減価償却費	159,821,581
その他	0
その他の業務費用	1,836,676
支払利息	758,291
徴収不能引当金繰入額	0
その他	1,078,385
移転費用	12,750,459
補助金等	12,293,059
社会保障給付	0
他会計への繰出金	0
その他	457,400
経常収益	38,286,928
使用料及び手数料	4,530,007
その他	33,756,921
純経常行政コスト	1,533,409,243
臨時損失	0
災害復旧事業費	
資産除売却損	
投資損失引当金繰入額	
損失補償等引当金繰入額	
その他	
臨時利益	0
資産売却益	
その他	
純行政コスト	1,533,409,243

純資産変動計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

(単位:円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	3,325,203,056	3,694,000,674	△ 368,797,618
純行政コスト(△)	△ 1,533,409,243		△ 1,533,409,243
財源	1,430,204,000		1,430,204,000
税収等	1,404,453,000		1,404,453,000
国県等補助金	25,751,000		25,751,000
本年度差額	△ 103,205,243		△ 103,205,243
固定資産等の変動(内部変動)		△ 113,392,788	113,392,788
有形固定資産等の増加		55,385,000	△ 55,385,000
有形固定資産等の減少		△ 159,821,581	159,821,581
貸付金・基金等の増加		13,279,793	△ 13,279,793
貸付金・基金等の減少		△ 22,236,000	22,236,000
資産評価差額	0		
無償所管換等	0		
その他	0		
本年度純資産変動額	△ 103,205,243	△ 113,392,788	10,187,545
本年度末純資産残高	3,221,997,813	3,580,607,886	△ 358,610,073

資金収支計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

(単位:円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,378,842,590
業務費用支出	1,366,092,131
人件費支出	987,696,339
物件費等支出	377,637,501
支払利息支出	758,291
その他の支出	0
移転費用支出	12,750,459
補助金等支出	12,293,059
社会保障給付支出	0
他会計への繰出支出	0
その他の支出	457,400
業務収入	1,443,529,928
税込等収入	1,404,453,000
国県等補助金収入	25,751,000
使用料及び手数料収入	4,530,007
その他の収入	8,795,921
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	64,687,338
【投資活動収支】	
投資活動支出	68,664,793
公共施設等整備費支出	55,385,000
基金積立金支出	13,279,793
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	22,236,000
国県等補助金収入	0
基金取崩収入	22,236,000
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	0
その他の収入	0
投資活動収支	△ 46,428,793
【財務活動収支】	
財務活動支出	25,276,000
地方債償還支出	25,276,000
その他の支出	0
財務活動収入	45,600,000
地方債発行収入	45,600,000
その他の収入	0
財務活動収支	20,324,000
本年度資金収支額	38,582,545
前年度末資金残高	32,456,863
本年度末資金残高	71,039,408
前年度末歳計外現金残高	3,735,816
本年度歳計外現金増減額	△ 30,293
本年度末歳計外現金残高	3,705,523
本年度末現金預金残高	74,744,931

一般会計等財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計制度研究会」報告の「総務省方式改訂モデル」から総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」への移行を行っております。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っております。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計名)

① 一般会計

② 岩手県市町村総合事務組合 (比例連結)

※②については一般会計等内で基金持分相当額及び退職手当引当金を計上し、みなし連結としています。

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末 (3月31日) ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。(地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

なし

(6) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(7) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース

債務金額 なし